設　計　書

平成 27 年度	湛防　第　4　号			
工　事　名	山田原名古新田排水機場補修工事			
施工地名	伊勢市　　二見町山田原　地内	設計　平成　年　月　日		
工　種		課長		係長
工事費	金　　円也　{ 内消費税相当額　円 }			
工　期	平成28年3月4日限り	検算		設計

工　事　の　大　要	施　行　の　理　由
ポンプ設備整備等　　一式	

伊勢市二見町　山田原付近

縮尺 1 / 1,500 45m

設　計　内　訳　表

（工事名）
山田原名古新田排水機場補修工事
（会社名・代表者名）
伊勢市役所

費目　工種　種別　細別	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
本工事費					
工事価格					
機器単体費	式	1			
機器単体費	式	1			第 0001 号 明細表
機器単体費計	式	1			
工事費	式	1			
工事原価	式	1			
直接工事費	式	1			
労務費	式	1			第 0002 号 明細表
直接経費	式	1			第 0003 号 明細表
直接工事費計	式	1			
間接工事費	式	1			
共通仮設費計	式	1			
共通仮設費（率計上額）	式	1			

純工事費	式	1			
現場管理費	式	1			
間接工事費計	式	1			
工事原価計	式	1			
一般管理費等	式	1			
工事費計	式	1			
工事価格	式	1			
消費税等相当額	式	1			
本工事費計	式	1			

第 0001 号 明細表　機器単体費　1 式
(上段　:前　回　下段　:今　回)

名称　規格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
脱着式水中ポンプ φ250×15ｋｗ	台	 2.000			
合　計					

第 0002 号 明細表　労務費　1 式
(上段　:前　回　下段　:今　回)

名称　規格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
機械設備据付工	人				
電工	人				
補助材料費	式	 1.000			
合　計					

第 0003 号 明細表　直接経費　1 式
(上段　:前　回　下段　:今　回)

名称　規格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
ラフテレーンクレーン 4.9ｔ吊り	日				
普通トラック 2ｔ	時間				第１号　単価表
既設ポンプ処分	式	 1.000			
合　計					

普通トラック運転　普通2.0ｔ積					第0001号単価表 1 時間 当り
名　　　　称	単位	数　量	単　価	金　額	摘　　要
トラック機械損料 普通2.0ｔ	時間				
軽油　パトロール給油 一般用	ﾘｯﾄﾙ				
一般運転手	人				
合　　計	時間	1.000			
単位当り	時間	1.000	当り		

山田原名古新田排水機場補修工事　特記仕様書

第１章 総 則

第１条

本工事は、山田原名古新田排水機場に設置されている水中ポンプの取替を行うものである。

受注者は本市工事執行規則及び本仕様書を遵守し、「三重県公共工事共通仕様書（最新版）」を準用し、施工するものとする。

第２条 設計図書優先順位

すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次のとおりとする。

（１）現場説明事項及び協議指示書
（２）本特記仕様書
（３）設計図書等
（４）三重県公共工事共通仕様書

第３条 疑義の解釈

本仕様書の解釈及び施工上の詳細について疑義を生じた場合は、すべて伊勢市の解釈のとおりとする。

第４条 特記事項

１．受注者は、工事が完成し、引渡し完了までの工事対象物の保管責任を負わなければならない。

２．隣接工事または関連工事がある場合は、当該工事の受注業者と相互に協力し、施工すること。

３．完成検査時等に機器の運転が出来ない等支障がある場合は、受注者は伊勢市の指示に従うものとする。

４．施工に当たっては、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図ること。

５．工事の完成に際して、工事にかかる部分を片付けかつ清掃し、整然とした状態にするものとする。

６．施工上必要な施設物防護、臨時取りこわし物の復旧及び仮施設等は受注者の負担で行うものとする。

７．当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任と費用負担において行うこと。

８．受注者は、工事目的物、工事材料及び作業員等を工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、受注業者賠償責任保険（管理、財物、補償特約を含む）、その他の損害保険等に付さなければならない。保険の加入時期は、原則として工事着手時とし、終期は工事完成後14 日とする。

９．受注者は、工事施工によって生じた現場発生品について現場発生品調書を作成しなければならない。引き渡しを要しないものは搬出し、関係法令に従い適切に処理し、引き渡しを要するものは、指示する場所で引き渡さなければならない。産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、書面により適切に処理されていることを確認するとともにその写しを提出しなければならない。

１０．受注者は、必要に応じて現場実測を行ったうえで承諾申請図書を作成、提出し、伊勢市の承諾を得るものとする。

１１．機器の詳細及び配管・配線等の位置、経路、サイズ、本数は承諾図書により決定するものとする。
１２．本特記仕様書、図面等の間に相違がある場合または図面からの読み取りと図面等に書かれた数値が相違する場合、受注者は伊勢市に確認し、指示を受けなければならない。
１３．受注者は、施行の際、機能に支障が出ないよう必要に応じ措置を施すこと。
１４．その他、指示、承諾事項等を遵守すること。

第５条 仕様書の詳細
１．本仕様書は工事仕様の大要を記載するもので、その詳細については設備一式が完成品として備えるべき必要事項を十分満足すること。
２．受注者は本仕様図書に従って施工するものであるが、これらに明示なき事項であっても施工上又は技術上、或いは安全上当然必要と認められる軽微なものは、受注者の責任において受注額に増減なく施工するものとする。

第６条 関係官公庁への諸手続
工事施工にあたり、関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を要する場合は、受注者の責任と費用負担において法令・条例等の定めにより、伊勢市へ報告のうえ遅滞なく実施しなければならない。

第７条 提出書類
１．承諾図書など
・本工事施工に必要な設計図書、納入機器一式を契約後に提出し、伊勢市の承諾を受けること。なお、納入仕様書の承諾後、同章第５条「仕様の詳細」に基づき仕様の変更が生じた場合は、直ちに変更納入仕様書を提出して伊勢市の承諾を受けること。
・受注者は工事目的物を完成させるために必要な工程管理・仮設計画・施工管理・品質管理を具体的に定めた施工計画書を伊勢市に提出しなければならない。また、施工計画書を遵守し、工事の施工にあたらなければならない。施工計画書の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。
２．工事写真
製作工場等における機器製作がある場合は、機器製作完了及び主要検査状況の写真（可能な場合は機器製作工程も含む）、工事着手前・工事中・完成の記録及び確認の写真等とする。地中埋設等により完成時に状況を明らかに出来ない箇所は、特に入念に撮影すること。原則として、工事写真１部提出すること。黒板に撮影対象を要領よく必要事項を記入の上撮影のこと。
３．撮影内容と頻度
工事写真のみで本工事の施工経緯を含め工事の全容を把握できることを念頭において撮影すること。
４．工事打合せ簿
伊勢市と工事打ち合わせを行った場合は、打合せ簿を２部提出すること。
５．完成図書
一般図（全体平面図）、機器図（支給品の機器を含む）、工事施工図、検査試験成績書、取扱説明書、設計計算書（必要な場合）

第８条 適用規格

本工事の設計製作及び試験等に関し特殊なものを除き下記の規格を適用すること。
日本工業規格（ＪＩＳ）、日本水道協会規格（ＪＷＷＡ）、日本電気工業会標準規格（ＪＥＭ）
電気規格調査会標準規格（ＪＥＣ）、電池工業会規格（ＳＢＡ）、電気設備に関する技術基準
電力会社供給規格、その他関連法令、条例、規格
なお、上記規格基準に制定なきものは伊勢市の指示を受けること。

第９条 検査及び試験

検査及び試験は「第９条適用規格」を標準とし、これらに規格基準制定のないものは、伊勢市の指示に従うものとする。なお、試験にかかる費用は受注者の負担とする。

１．工場試験

製作が完了したとき工場に於ける伊勢市立ち会いの工場検査は伊勢市から要請があった場合は行うが、基本的には実施しない。
工場検査終了後、工場検査報告書に検査試験成績表、その他検査記録及び検査記録写真等を添付して提出するものとする。
小型機器及び汎用機器は、検査試験成績書を提出するものとする。
（特に伊勢市が指示した場合は省略することができる。）

２．現場試験、試運転

現場において施工される据付・組立及び加工についての試験・検査及び総合試験、試運転を行うもので、本工事関連物件との組み合わせ試験も含むものとする。なお、試験実施に当たっては、伊勢市の立合確認を求めること。
別途発注工事との関連、その他の理由で実施出来ない場合は、後日可能になったときに行うものとする。試運転に要する費用は、受注者の負担とする。ただし、電力、燃料、上水は、事前連絡のうえ、伊勢市設備からの供給としてもよい。

３．竣工検査

本工事完成に必要な検査であって、検査職員の指示に従って実施すること。

４．随時検査

受注者は、特に完成検査時に確認ができない水中部、埋設部、低所、高所、または完成後直ちに供用開始する設備など完成検査時に確認ができない特殊または重要なものについて、発注者が随時検査を求めた場合は、監督員の指示に従い受検すること。

第１０条 産業廃棄物

本工事で発生する廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく処分場及び「再生資源の促進に関する法律」に基づく再生資源化施設に搬入すること。

第１１条 工事実績情報サービス

受注者は、受注時または完成時における工事請負代金額が五百万円以上の工事について、工事実績情報システム（CORINS）に基づき、工事実績情報として工事カルテを作成し、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の工事カルテ受領書が届いた際には、その写しを提出しなければならない。提出期限は以下のとおりとする。

受注時は、契約後10 日以内とする。

完成時は、工事完成後10 日以内とする。

登録内容の変更時は、変更があった日から10 日以内とする。

第２章 主要機器 仕様

第１条 主ポンプ仕様等

山田原名古新田排水機場

数　　　　量	2 台
納　品　場　所	伊勢市二見町山田原地内　水中ポンプ
仕　様　詳　細	型　　式　S-SHN 型（ツルミ製） 着脱式水中モーターポンプ 口　　径　　φ２５０　mm 吐出量　　８m3／min 全揚程　　６．０m 回転速度　　１８００rpm 電動機型式　　乾式水中モーター 電動機容量　　１５KW 使用電圧　　２００V 始動方式　　スターデルター起動 保護装置　　浸水検知器・温度検知器 ケーシング　　FC250 サクションカバー　　ZNP 塗　　装　　変性エポキシ３回塗り

※標準付属品、その他必要なもの 一式については、排水機場に納品するものとする。

第２条 工事内容

（1）既設水中ポンプを撤去し、必要に応じて配管等の清掃及び補修塗装を行い、水中ポンプの据付を行うこと。
（2）試運転、調整一式を行うこと。
（3）既設着脱装置使用とする。

第３条 その他

既設水中ポンプ等はリサイクルするなど適切に処理すること。

第３章 工事施工

第１条 一般事項

1　概要
本工事は、山田原名古新田排水機場に設置されている水中ポンプの取替を行うものである。

第２条 環境配慮

１．本工事においては、環境に配慮し、省エネルギーに努めなければならない。
２．騒音、振動の抑制に努めること。
３．排出ガス対策建設機械指定制度、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に適した建設機械を使用する事。

第３条 工事仕様

工事施工にあたっては、特に監督員の指示に従い、既設の把握に努め、その使用目的に適した十分な機能を有する優秀な機器を製作し、現地に据付の上所定の配線工事を行うものとする。

第４条 位置の決定

機器の据付等の詳細な位置の決定については、必要に応じて打合せの上、承諾図にて決定する。

第５条 施工範囲

１．既設水中ポンプを撤去し、必要に応じて配管等の清掃及び補修塗装を行い、水中ポンプの据付を行うこと。
２．試運転、調整一式を行うこと。
３．既設着脱装置使用とする。

ポンプ仕様
2台
施行箇所
平面図
断面図
山田原名古新田排水機場補修工事

電動機仕様	
出　　力	15 kW
極　　数	4 P
相　　数	3 相
電　　圧	200 V
周 波 数	60 Hz
定格電流	56 A
回 転 数	SS 1800 rpm
絶　　縁	B 種
定　　格	水中連続
周囲温度	常 温
始動方法	スターデルタ始動
ｷｬﾌﾞﾀｲﾔｹｰﾌﾞﾙ	2PNCT×$\frac{7C}{3C}$×$\frac{8SQ}{2SQ}$×15m
回転方向	吸込側より見て反時計方向

着脱式水中モータポンプ	
ポンプ仕様	
型　　式	250 S−SHN
全 揚 程	6 m
吐出し量	8 m³/min
ポンプ回転数	SS1800 rpm
原動機出力	15 kW
製作台数	2 台
外　形　図	

山田原名古新田排水機場補修工事